

品川区介護保険料滞納者に係る保険給付の制限等実施要綱

制定 令和 元年 9月30日 区長決定 要綱第312号

改正 令和 3年 7月 1日 区長決定 要綱第202号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第66条、第67条および第69条に規定する保険給付の制限等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(保険給付の制限等に係る周知)

第2条 区は、被保険者が不利益を被ることのないよう、保険料の納付勧奨に努めるとともに、保険料滞納者に係る保険給付の制限等について周知の徹底を図るものとする。

(保険料滞納者に係る支払方法の変更)

第3条 区長は、第1号被保険者から要介護認定等の申請があったときは、直ちに当該被保険者に係る保険料の納付について調査し、当該申請に係る認定がなされる日において納期限から1年が経過すると見込まれる滞納保険料があった場合は、当該被保険者に対して介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書（第1号様式）を交付するものとする。

2 区長は、前項の予告通知書の交付の際、相当の期間を定め、当該被保険者に対して弁明書（第2号様式）の提出を求めるものとする。

3 区長は、前項に定める期間内に弁明書の提出がなかった場合または弁明の内容について相当の理由がないと認める場合は、要介護認定等の通知の際、当該被保険者に対して介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書（第3号様式）を交付し、被保険者証に支払方法変更の記載をするものとする。

4 前項の支払方法変更の記載の対象となる被保険者については、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第41条第2項の規定にかかわらず、認定の有効期間の延長は行わないこととする。

5 支払方法の変更の適用開始日は、原則として要介護認定等が行われる日の属する月の翌月初日とする。ただし、要介護更新認定等が、更新認定の有効期間の開始日の属する月の前々月に行われる場合は、新たな更新認定の有効期間の開始日とする。

第4条 法第66条第1項および第2項、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第30条ならびに省令第98条および第100条の規定に基づき、被保険者が次に掲げる事由に該当するときは、前条の規定にかかわらず、支払方法の変更の措置を行わないこととする。

(1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 生計維持者の死亡または心身の重大な障害もしくは長期入院により、その者の収入

が著しく減少したこと。

- (3) 生計維持者の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者（納期限において生活扶助を受けていなかった場合に限る。）であること。
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給を受けることとなったこと。
- (7) 省令第98条各号に規定する医療に関する給付を受けることとなったこと。

第5条 被保険者証に支払方法変更の記載を受けている被保険者が、次に掲げる事由に該当することにより当該支払方法変更の記載の消除を受けようとする場合は、介護保険支払方法変更（償還払）終了申請書（第4号様式）を区長に提出するものとする。

- (1) 滞納保険料の完納
- (2) 滞納額の著しい減少
- (3) 前条各号に掲げる理由

2 前項第2号に規定する滞納額の著しい減少とは、次に掲げる事由に該当する場合をいう。

- (1) 支払方法の変更の措置の対象となる滞納保険料額の7割以上が納付されたとき
- (2) 前号の割合に満たない場合であつて、区長が特に認めたとき
- (3) 分割納付書の発行または納入計画書の提出等、滞納保険料が相当の期間内に納付されることが確実に見込まれるとき

3 区長は、第1項の申請に基づき、被保険者が同項各号に掲げる事由に該当すると認める場合は、被保険者証から支払方法変更の記載を消除し、被保険者が同項各号に掲げる事由に該当しないと認める場合は、介護保険支払方法変更（償還払）終了申請却下通知書（第5号様式）を交付するものとする。ただし、区長は、同項第1号または第2号に該当することが区の保有する台帳等で確認できた場合は、被保険者からの申請がなくとも、被保険者証から支払方法変更の記載を消除できるものとする。

4 支払方法変更の終了は、被保険者証から支払方法変更の記載を消除した日から発効するものとする。

（保険給付の支払の一時差止）

第6条 区長は、被保険者証に支払方法変更の記載を受けている被保険者から償還払い給付申請があつたときは、直ちに当該被保険者に係る保険料の納付について調査し、納期限から1年6月が経過する滞納保険料があつた場合は、介護保険給付の支払一時差止通知書（第6号様式）を交付する。

2 一時差し止める保険給付の額は、当該被保険者に係る滞納保険料額の1.5倍を超え

ないものとする。

- 3 区長は、第1項の通知書の交付を行ったときは、直ちに当該被保険者に対し滞納保険料の納付について催告を行うものとする。
- 4 区長は、前項の催告にもかかわらず当該被保険者が滞納保険料を納付しない場合であつて、一時差し止める保険給付の額が滞納保険料額と同程度以上となったときは、介護保険滞納保険料控除通知書（第7号様式）を交付し、当該一時差止に係る保険給付の額から滞納保険料額を控除するものとする。ただし、区長は、一時差し止める保険給付の額が滞納保険料額に満たないときであっても、納期限の古い順に滞納保険料額を控除することができる。
- 5 区長は、一時差止に係る保険給付の額から滞納保険料額を控除したときは、被保険者証から支払方法の変更の記載を削除するものとする。この場合は、支払方法変更の終了の発効日については、前条第4項の規定による。

第7条 法第67条第1項および第2項、令第32条第1項において準用する令第30条ならびに省令第104条の規定に基づき、被保険者が次に掲げる事由に該当するときは、前条の規定にかかわらず、保険給付の支払の一時差止の措置を行わないこととする。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 生計維持者の死亡または心身の重大な障害もしくは長期入院により、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 生計維持者の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 生活保護法による被保護者（納期限において生活扶助を受けていなかった場合に限る。）であること。

（保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例）

第8条 区長は、第1号被保険者から要介護認定等の申請があつたときは、直ちに当該被保険者に係る保険料徴収権消滅期間について調査し、当該申請に係る認定がなされる日を基準として、令第33条および第34条ならびに省令第111条の規定にしたがつて算定した給付額減額期間が1月以上あつた場合、介護保険給付額減額通知書（第8号様式）を交付し、被保険者証に給付額減額等の記載をするものとする。

- 2 給付額減額等の適用開始日は、原則として要介護認定等が行われる日の属する月の翌月初日とする。ただし、要介護更新認定等が、更新認定の有効期間の開始日の属する月の前々月に行われる場合は、更新認定の有効期間の開始日とする。

第9条 法第69条第1項、令第35条および省令第113条の規定に基づき、被保険者が次に掲げる事由に該当するときは前条の規定にかかわらず、給付額減額等の措置を行

わないこととする。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 生計維持者の死亡または心身の重大な障害もしくは長期入院により、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 生計維持者の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 生活保護法による被保護者（納期限において生活扶助を受けていなかった場合に限る。）であること。
- (6) 生活保護法による要保護者であって、給付額減額等の記載を受けないとしたならば保護を必要としない状態となるものであること。

第10条 被保険者証に給付額減額等の記載を受けている被保険者が前条各号に掲げる事由に該当することにより当該給付額減額等の記載の消除を受けようとする場合は、介護保険給付額減額免除申請書（第9号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の申請に基づき、前条各号に掲げる事由に該当すると認める場合は、被保険者証から給付額減額等の記載を消除し、被保険者が前条各号に掲げる事由に該当しないと認める場合は、介護保険給付額減額免除申請却下通知書（第10号様式）を交付するものとする。

3 給付額減額等の措置の終了は、被保険者証から給付額減額等の記載を消除した日から発効するものとする。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から適用する。

様

品川区長



介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書

被保険者氏名		被保険者番号																	
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日 にあなたは、要介護（更新）認定・要支援（更新）申請をしましたが、あなたの介護保険料は別紙のとおり滞納となっています。

保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、給付の支払方法を変更する措置が定められています。

つきましては、今後も保険料滞納の状態が続いた場合には、介護保険法第66条第1項および第2項の規定に基づく保険給付の償還払い化の措置（支払方法変更）をとることになりますので予告します。

保険給付の償還払（支払方法変更）とは介護サービスを受けたとき、サービス提供事業者にいったん費用の全額を支払い、後日、領収証を添付して保険者負担分を保険者に対して請求する制度です。

なお、特別の事情により一括納付が困難な場合などは、下記の問い合わせ先に相談して下さい。

弁明の機会を付与する通知

この通知について異議がある場合は、弁明をする事ができますので、下記の提出期限までに弁明書を提出して下さい。

弁明書提出先および問い合わせ先

(郵便番号) (所在地)
(品川区担当部課係名)
(電話番号) (ファクシミリ番号)

弁明書提出期限 年 月 日

様

品川区長

印

介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書

被保険者氏名		被保険者番号												
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日付第 号 「介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書」

において既に通知していますが、未だ別紙の介護保険料が滞納となっていますので、介護保険法第66条第1項および第2項の規定に基づき、年 月 日以降にあなたが利用する介護サービスについて保険給付の支払方法を変更し、保険給付を償還払とすることに決定しましたので通知します。

なお、滞納保険料が著しく減少した場合、災害その他特別の事情があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、被保険者証を添えて、速やかに下記の問い合わせ先に申し出て下さい。

問い合わせ先 (郵便番号) (所在地)
(品川区担当部課係名)
(電話番号)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、東京都介護保険審査会（所在地 電話番号）に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（品川区長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

1. 審査請求があった日の翌日から3カ月を経過しても裁決がないとき。
2. 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

品川区長あて

介護保険支払方法変更（償還払）終了申請書

介護保険被保険者証を添えて、次のとおり申請します。

被 保 険 者	被保険者番号											
	個人番号											
	フリガナ							生年月日	年 月 日			
	氏名											
	住所											
	電話番号	()										

申 請 者	氏名					本人との続柄		
	住所							
	電話番号	()						

申請理由

1 滞納保険料の完納	別紙介護保険料領収証書（写）のとおり、 ____月____日に____銀行・信用金庫・信用組合 ____郵便局 ____その他（地域センター等）
2 滞納額の著しい減少	____支店で ____年度____月期から____年度____月期まで ____円を払い込みました。
3 災害	添付書類 特記事項
4 生計維持者の著しい収入の減少	
5 生活保護受給	
6 その他	

品川区記入欄

上記申請は、介護保険法第66条第3項に規定する事由に、1 該当 2 非該当
するため、支払方法変更の記載について、1 終了 2 却下 する。

滞納額の著しい減少	
滞納保険料額	____円（ ____月～ ____月分）
今回納付額	____円（ ____月～ ____月分）
滞納保険料額の	____割

様

品川区長

印

介護保険支払方法変更（償還払）終了申請却下通知書

年 月 日にあなたが行った介護保険支払方法変更（償還払）終了申請を却下
します。

被 保 険 者	被保険者番号								
	フリガナ				生年月日	年 月 日			
	氏名								
	住所 電話番号								

申 請 者	氏名		本人との続柄	
	住所			
	電話番号			

却下理由

--

問い合わせ先 (郵便番号) (所在地)
(品川区担当部課係名)
(電話番号)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、東京都介護保険審査会（所在地 電話番号）に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（品川区長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

1. 審査請求があった日の翌日から3カ月を経過しても裁決がないとき。
2. 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

品川区長



介護保険給付の支払一時差止通知書

被保険者氏名		被保険者番号																		
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日にあなたは、保険給付の償還払の申請をしましたが、あなたの介護保険料は別紙のとおり滞納となっています。保険料が滞納のままですと、制度の運営に重大な支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、保険給付の支払の一時差止の措置が定められています。

つきましては、下記の期日までに保険料が納付されない場合には、介護保険法第67条第1項および第2項の規定に基づき、保険給付の支払の一時差止を行うことに決定いたしましたので、通知します。

保険給付の支払の一時差止とは、保険給付の償還払の申請があったとき、償還払の対象となる金額の全部または一部について支払の一時差止を行うものです。

期日 年 月 日

なお、今回の給付の支払の一時差止の対象となる介護サービスおよび金額は、次のとおりです。

差止の対象となる介護サービス	:	
差止の対象となる介護サービスの提供年月	:	年 月
差止の対象となる給付額	:	円

なお、この通知により保険給付の支払の一時差止が行われた場合でも、災害その他特別の事情があると認められる場合にはこの措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は速やかに被保険者証を添えて、下記の問い合わせ先に申し出てください。

問い合わせ先 (郵便番号) (所在地)
 (品川区担当部課係名)
 (電話番号)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、東京都介護保険審査会（所在地 電話番号）に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（品川区長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

1. 審査請求があった日の翌日から3カ月を経過しても裁決がないとき。
2. 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

品川区長



介護保険滞納保険料控除通知書

被保険者氏名	被保険者番号										
--------	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日付第 号により、あなたの介護給付について一時差止を行い、その後も納付をお願いしていたところですが、未だに介護保険料が納付されていません。

保険料が滞納のままですと制度の運営に重大な支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、一時差止の対象となっている介護給付費から滞納保険料を控除する措置が定められています。

つきましては、介護保険法第67条第3項の規定に基づき、下記のとおり、あなたの一時差止の対象となっている保険給付から保険料を控除することに決定しましたので、通知します。

なお、被保険者証の支払方法の変更の記載を消しますので、下記の期日までに被保険者証を提出して下さい。期日までに提出がないと、その後も保険給付が償還払になりますのでご注意下さい。

期 日 年 月 日

提出場所

【一時差止の給付額の内容(A)】

一時差止の介護サービス	:	
一時差止の介護サービスの提供年月	:	年 月
一時差止の給付額	:	円

【控除保険料額(B)】

控除保険料額の合計	:	円
-----------	---	---

※控除保険料額の詳細は別紙を参照して下さい。

滞納保険料控除後の保険給付費支給額 (A - B)	円
-----------------------------	---

※なお、滞納保険料控除後の保険給付費支給額に記載がある場合は、指定金融機関等に振り込みます。

問い合わせ先 (郵便番号) (所在地)
(品川区担当部課係名)
(電話番号)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、東京都介護保険審査会(所在地 電話番号)に対し審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として(品川区長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

1. 審査請求があった日の翌日から3カ月を経過しても裁決がないとき。
2. 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

品川区長

印

介護保険給付額減額通知書

被保険者氏名	被保険者番号
--------	--------

年 月 日にあなたは、（要介護（更新）認定・要支援（更新）認定・要介護状態区分の変更）申請をしましたが、あなたの介護保険料は別紙のとおり未納となっております。しかし、すでに保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、遡って納めていただくことができません。

保険料未納の方に対し、通常の保険給付を行うことは、被保険者間の公平を損なうことから、介護保険法第69条第1項の規定により、下記期間につき介護給付等の額の減額および高額介護サービス費の支給を行わないことに決定しましたので通知します。

なお、災害その他特別の事情が発生した場合には、給付額減額等の措置の対象外となりますので、速やかに下記の問い合わせ先に届け出をして下さい。

給付額減額の措置を行う期間		年 月 日	～	年 月 日
給付額減額措置の算定根拠				
		保険料徴収権消滅期間		1
給付額減額期間＝保険料徴収権消滅期間 ×		$\frac{\text{保険料徴収権消滅期間}}{\text{保険料徴収権消滅期間} + \text{保険料納付済期間}}$		× 1 2
徴収権消滅期間：（未納・時効消滅額／年賦課額）＋（未納・時効消滅額／年賦課額）＋		＝ 年		
納付済期間：（納付済額／年賦課額）＋	＝ 年		

※保険料納付の状況は別紙を参照

問い合わせ先 (郵便番号) (所在地)
 (品川区担当部課係名)
 (電話番号)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、東京都介護保険審査会（所在地 電話番号）に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（品川区長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

1. 審査請求があった日の翌日から3カ月を経過しても裁決がないとき。
2. 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

品川区長あて

介護保険給付額減額免除申請書

介護保険被保険者証を添えて、次のとおり申請します。

被 保 険 者	被保険者番号										
	個人番号										
	フリガナ										
	氏名										
	住所										
	電話番号	()									

申 請 者	氏名										
	住所										
	電話番号	()									

申請理由

1 災害	添付書類 特記事項
2 生計維持者の著しい収入の減少	
3 生活保護受給	
4 給付額減額等の措置を受けなければ生活保護を必要としない。 (境界層該当)	
5 その他	

品川区記入欄

上記申請は、介護保険法第69条第2項に規定する事由に、1 該当 2 非該当するため、支払方法変更の記載について、1 終了 2 却下 する。

様

品川区長

印

介護保険給付額減額免除申請却下通知書

年 月 日にあなたが行った介護保険給付額減額免除申請を却下します。

被 保 険 者	被保険者番号								
	フリガナ			生年月日			年	月	日
	氏名								
	住所								
電話番号	()								

申 請 者	氏名		本人との続柄	
	住所			
	電話番号	()		

却下理由

--

問い合わせ先 (郵便番号) (所在地)
(品川区担当部課係名)
(電話番号)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、東京都介護保険審査会（所在地 電話番号）に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（品川区長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

1. 審査請求があった日の翌日から3カ月を経過しても裁決がないとき。
2. 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。